

インフルエンザ・出席停止基準について

2012年4月1日施行

《出席停止期間》								《登校可能期間》		
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」										
例		発症日 から 0日目	発症日 から 1日目	発症日 から 2日目	発症日 から 3日目	発症日 から 4日目	発症日 から 5日目	発症日 から 6日目	発症日 から 7日目	発症日 から 8日目
1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	×	×	登校可能		
2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可能		
3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

※発症とは発熱がみられた日のこと

学校保健安全法のインフルエンザの出席停止基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」となっております。お子様がインフルエンザに感染・発症された場合の出席停止基準は上記の表を参考にしてください。医師からインフルエンザに感染した、または疑いがあると診断されたら、速やかに学校までご連絡ください。医師の診断書や登校許可書は不要です。

なお、「登校可」となってもお子様の回復の様子など十分に考慮し、必要に応じて医師ともご相談のうえ、登校の可否を判断いただければと思います。